

## 「京都芸術大学ガバナンス・コード」に係る適合状況及び点検結果

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況	解説
1-1 建学の理念、使命・目的	○	—
1-2 教育と研究の目的	○	—
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	適合状況	解説
2-1 理事会	△	(1)
2-2 理事	○	—
2-3 監事	△	(5)
2-4 評議員会	○	—
2-5 評議員	○	—
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況	解説
3-1 学長	○	—
3-2 教授会	○	—
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況	解説
4-1 学生に対して	○	—
4-2 教職員等に対して	△	(2)
4-3 社会に対して	○	—
4-4 危機管理及び法令遵守	○	—
第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況	解説
5-1 情報公開の充実	○	—

【適合状況評価基準】 ○：全項目実施    △：一部項目未実施    ×：全項目未実施

## 適合状況の解説（点検結果）

## 2-1 (1) 理事会の役割

学長への権限委任等については、現状では教育・研究に関する理事会の権限は学長に委任されていますが、今後関連規程等において明示します。

## 2-3 (5) 常勤監事の設置

現在、監事は非常勤監事2人体制となっていることから、寄附行為第5条「役員」、および同第7条「監事の選任」に準拠したうえで、常勤（常任）監事の人材確保に努めます。

## 4-2 (2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

常勤理事の責任担当事業領域等については、実質的に担当制としていますが、今後理事会決議等において明示します。